



杉並区立済美養護学校

杉並区全域を通学区域とした、知的障害のある児童・生徒が通う、区立の特別支援学校です。



<学校教育目標>

輝く子ども - 自他を認め、社会の中で生きる力と生きる喜びを育む -

★目指す学校像★

【安全と安心】児童・生徒が自他を認め、安全・安心な環境で主体的に学校生活を送れる学校

【授業の充実】個別の最適化により、児童・生徒の可能性を引き出し、最大限に伸ばす学校

【地域との連携】学校と地域が相互理解を深め、地域を愛し地域に愛される学校

【組織力の向上】特別支援教育の専門性を発揮し、チームで組織的に課題を解決する学校

★目指す学校像の具現化に向けた4つの柱★

【安全と安心】

児童・生徒が、主体的に学校生活を送れるよう、安全・安心な教育環境を整え、健康・人権感覚・人権意識・防災意識を高める活動を推進します。

【授業の充実】

児童・生徒が、個別最適な学びや協働的な学びの中で、身につけた力を主体的に発揮し、目標を達成できる学習指導の充実を推進します。

【地域との連携】

学校と地域との連携を強め、地域資産を積極的に活用し、インクルーシブな社会の構築を推進するセンター校としての役割を強化します。

【組織力の向上】

特別支援教育のセンター校として、特別支援教育の専門性を維持・向上し、チームで課題解決に取り組む強い組織づくりを推進します。

<児童・生徒>

～ゆっくりゆっくり、

確実に力をつけていく子どもたち～

主に知的障害のある、杉並区在住の児童・生徒が通っています。その多くは、中・重度の知的障害があり、杉並区内を走るスクールバスに乗車して通学しています。

小学部と中学部が設定されており、小学生と中学生を合わせて181人が在籍しています（令和6年度）。

医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍しており、学校看護師が常駐しています。学校・保護者・医師・看護師の連携のもと、対象の児童・生徒は、安全・安心な学校生活を送ることができます。

本校の卒業後は、杉並区を通学区域と設定している都立特別支援学校へ進学し、将来の居住地域における自立と社会参加をめざし、学習を深めていきます。

都立特別支援学校高等部を卒業した後は、区内の福祉施設や就労移行施設等に進路先を決定し、居住地域を生活の拠点に、社会人として自立と社会参加をすることになります。



<学習指導>

～子どもの“少ない支援でできる”ことを増やし、

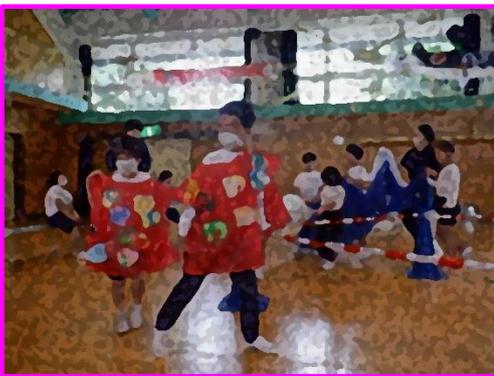
“できたこと”をさらに伸ばす～

個々の児童・生徒の障害の状態に応じた指導の工夫を行うため、教科学習だけでなく各教科を合わせた指導（日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、職業・家庭等）を指導内容として取り扱うことのできるよう、特別な教育課程を編成し、学習指導を行っています。また、特別支援教育ならではの、児童・生徒の個々の障害による学習上または生活上の困難を、主体的に改善・克服するための、自立活動の時間が設定されています。例えば、給食の時間に、個々の児童・生徒の口の動かし方や噛み方、飲み込み方等を改善するための摂食指導が自立活動の一環です。

それぞれの児童・生徒には、個別指導計画を作成し、学校と保護者が個々の学習課題と支援の方法を共通理解し、適切な学習の評価ができるよう工夫しています。

また、児童・生徒が、身につけた力をすすんで発揮できるよう、実態に応じた学習グループを設定し、複数の教員によるチームティーチングを行うことで、学習効果を高められるよう工夫しています。

知的障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加をめざすため、学校と保護者や関係者が協力し、身辺自立と認知面の伸長をはかることが、学習指導における大きな目標となります。



<地域との交流>

～ノーマライゼーション・インクルーシブな
社会をめざす～

本校に通う児童・生徒は、居住地に基づいた、それぞれの地域指定校（区立小・中学校）が決まっています。

地域指定校には副次的な籍を置き、居住地の児童・生徒との交流により、お互いの理解を深めることを目的とした、副籍交流が実施されます。そのほかにも、本校の近隣小学校や中学校との交流を行い、知的障害のある児童・生徒の社会性を育む工夫を行っています。

また、特別支援学級を設置している区立小学校・中学校との連合行事（連合運動会・連合展覧会）に参加することで、本校に通う児童・生徒が、杉並区内の多くの地域の人々とつながりを保てるよう、交流及び共同学習をすすめています。

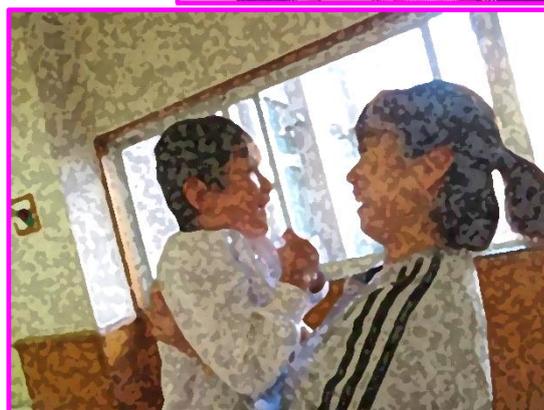
<教員>

～やさしさをもって根気強く、
子どもたちと一緒に幸せを共感できる人～

小学校全科・中高各教科の免許状を基礎免許状とし、特別支援学校教員免許状を取得している教員が多く在籍しています。中には、特別支援学校で新規採用になった教員や、定期異動により、本校で初めて特別支援教育に携わった教員も多数在籍しています。

特別支援学校での勤務経験が3年以上となり、大学等での講習を受けて必要な単位を取得すれば、特別支援学校教員免許状の申請・取得が可能です。

障害のある児童・生徒への指導には、障害の理解を含めた高い専門性が必要、と思われることがありますが、「個の実態をとらえ、個に応じた指導をする」という点では、普通教育と変わりはありません。あえて違いを見つけるのであれば、特別支援教育は、教員に、ゆっくりとじっくりと時間をかけて繰り返しの指導をする、という根気強さと、根気強い指導の中から、児童・生徒の小さな変化を見逃さず、できたことを一緒に喜び、その幸せを共感できるやさしさ、が求められる点が特徴です。



<校長からのメッセージ>

特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒が自立と社会参加をするための、主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、個々の教育的ニーズを教員・保護者が一緒に把握し、今持っている力を確認してさらに伸ばし、障害に起因する学習上・生活上の困難を改善・克服するための適切な指導や支援を行う教育です。子どもの成長の過程に、あたりまえなことはありません。あたりまえではないことの中こそ、ありがとうが見えてくる。特別支援教育は、このように教育の原点を見られる醍醐味があります。子どもの成長を共感し、喜びあえる先生を待っています。